

防火認定制度について

■ 防火材料について

防火材料とは不燃、準不燃、難燃の性能区分に応じて国土交通大臣が定めた材料または認定された材料です。

定めた材料…建築基準法令等に基づいて告示に具体的な名称をあげて防火性能があるとされた材料

認定された材料…法令等に基づいて国土交通省の定めた指定性能評価機関に申請し、そこで防火性能があると認められた材料

防火壁装材料とは、国土交通大臣の認定を受けた壁紙のことです。この防火性能は、壁紙単体ではなく下地基材と施工方法との組み合わせによって認定されるもので、下地の性能により同じ壁紙でも防火性能が異なる場合があります。防火壁装材料としての性能確認は、告示に示された防火材料との組み合わせで行われますので、下地基材は、国土交通大臣が定めた防火材料で、認定の仕様にて定められた内容での施工が必要です。

■ 国土交通大臣が定めた防火材料

通常の火災による火熱が加えられた場合に、火熱開始後20分間燃焼せず（準不燃材料は10分間）、防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないもので、かつ避難上有害な煙又はガスを発生しないもの。

1. 不燃材料 [建設省告示第1400号ならびに国土交通省告示第1178号による改正（平成12年6月1日施行）]

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）、繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、せっこうボード（厚さ12mm以上）、ロックウール、グラスウール板

2. 準不燃材料 [建設省告示第1401号（平成12年6月1日施行）]

不燃材料、せっこうボード（厚さ9mm以上）、木毛セメント板（厚さ15mm以上）、硬質木片セメント板（厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上）、木片セメント板（厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上）、バルブセメント板（厚さ6mm以上）

■ 防火認定番号について

認定番号は不燃の防火性能を有するものは「NM」、準不燃は「QM」、難燃は「RM」の記号が頭文字についた4桁の番号になります。

不燃	NM-〇〇〇〇	Noncombustible Material	燃えにくい材料
準不燃	QM-〇〇〇〇	Quasi Noncombustible Material	類似の（準）燃えにくい材料
難燃	RM-〇〇〇〇	Fire Retardant Material	火を遅らせる材料

■ 防火ラベルについて

壁紙品質情報管理システムでは、防火壁装材料の製造出荷から現場施工仕上げまでの管理を一環して行うため、2つの表示ラベルを運用します。製品には「防火製品表示ラベル」が、また施工現場の仕上げ箇所には「防火施工管理ラベル」がそれぞれ表示されます。なお日本壁装協会の「壁紙品質情報管理システム」に参加・登録していない場合、両ラベルの表示ができませんので、ご注意ください。

[1] 防火製品表示ラベルについて

国土交通省より防火認定を取得し、防火仕上げに適用される壁紙には外表面に「防火製品表示ラベル」が貼り付けられています。またラベルには認定番号や認定条件の概要が表示されています。

材料の区分および種類

材料区分	紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル樹脂系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
種類	加工紙 紙布 和紙	織物 植毛 化学繊維織物 化学繊維植毛 化学繊維不織布 絹織物	塩化ビニル	プラスチック オレフィン	水酸化アルミニウム紙 骨材 ガラス繊維	合成紙 どんす張り 塗装仕上げ

[2] 防火施工管理ラベルについて

認定条件に基づいて壁紙と下地基材を組み合わせ、かつ日本壁装協会が制定した「防火壁装材料の施工共通仕様」により仕上げた場合、仕上げ箇所へは防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができます。

防火施工管理ラベルの種類

<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号NM-</p> <p>不燃材料</p> <p>[基材との組み合わせによる]</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p> <p>(赤色)</p>	<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号QM-</p> <p>準不燃材料</p> <p>[基材との組み合わせによる]</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p> <p>(緑色)</p>	<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号RM-</p> <p>難燃材料</p> <p>[基材との組み合わせによる]</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p> <p>(青色)</p>
--	---	--

■ 防火壁装材料の種別一覧表

防火種別	防火性能						
	施工方法／直張り				施工方法／下張り		
	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料	金属板	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	-	-	-
1-2	不燃	不燃	準不燃	難燃	準不燃	難燃	難燃
1-3	不燃	不燃	準不燃	-	-	-	-
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	-	-	-
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	-	-	-
1-6	不燃	不燃	準不燃	-	-	-	-
1-7	不燃	準不燃	準不燃	不燃	-	-	-
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	-	-	-
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	-	-	-
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	-	-	-	-
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	-	-	-
2-5	準不燃	準不燃	準不燃	-	難燃	難燃	難燃
2-6	準不燃	準不燃	-	-	-	-	-
2-7	準不燃	準不燃	-	不燃	-	-	-
3-1	不燃	難燃	難燃	難燃	-	-	-
3-2	不燃	不燃	難燃	-	-	-	-
3-3	不燃	準不燃	難燃	-	-	-	-
4-1	準不燃	難燃	難燃	-	-	-	-
4-2	準不燃	準不燃	難燃	-	-	-	-
5-1	難燃	難燃	難燃	-	-	-	-
6-1	不燃	不燃	-	-	-	-	-
6-2	-	-	-	不燃	-	-	-
6-3	不燃	不燃	-	不燃	-	-	-
6-4	不燃	-	-	不燃	-	-	-
6-5	不燃	-	-	-	-	-	-

防火認定商品は、基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の施工共通仕様」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。

防火種別は、日本壁装協会が自主管理上の分類のために設定した番号です。下地の種類と施工方法の組み合わせによって得られる防火性能を示しています。

施工管理は、「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任を持って施工者を指導する」のいずれかで行います。

認定共同管理について

防火壁装材料の「認定共同管理」が日本壁装協会において、2015年3月より開始されました。これは、日本壁装協会が新たに防火材料の認定を取得し、認定取得者である協会と製造を担当するメーカーとが契約を交わし、共同で防火上の品質管理などを行なうもので、「類似認定の集約と合理化」「品質やコンプライアンスの更なる向上」を目的としています。商品の防火認定番号及び防火種別が認定の集約・合理化に伴い、見本帳有効期限内に変更になる場合があります。最新の情報は日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」にてご確認ください。

壁紙品質情報検索システム

<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

不燃材料……………告示第1400号の「モルタル、厚さ5mm以上の繊維混入型ケイ酸カルシウム板」
 不燃石膏ボード…告示第1400号の「厚さ12mm以上の石膏ボード」
 準不燃材料……………告示第1401号の「厚さ9mm以上の石膏ボード」
 金属板……………告示第1400号のアルミニウムを除く金属板

防火認定制度について

■ 内装制限等一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等	対象となる規模等				制限			
	耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等		
特殊建築物	1	劇場、映画館、演芸場 観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの			壁・難燃以上(床面上1.2m以下除く) 天井・難燃以上(3階以上に居室を有するものは準不燃以上)(※2)	壁・天井とも準不燃以上(※2)	
	2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ)、その他これらに類するもので政令に定めるもの	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの[100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く]	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院、診療所については、その部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	3	百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内を除く)	3階以上の部分の床面積が1000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	全部					
	5	地下又は地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの						
建築規模	6	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの 階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの 階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの	[学校等(※1)を除く。耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない]			難燃以上 壁(床面上1.2m以下除く)天井とも(※2)	壁・天井とも準不燃以上(※2)	
	7	窓その他開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの 温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)			壁・天井とも準不燃以上(※2)	壁・天井とも準不燃以上(※2)	
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備または器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの 住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの		壁・天井とも準不燃以上(※2)		

【除外規定】上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9	建築物の1階以上の部分200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない	100㎡以内に防火区画		スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃	壁・床面上1.2m以下除く
			200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)			
10	地下街		100㎡以内に防火区画			壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃	壁・床面上1.2m以下除く
			200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)			

- ① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。
- ⑤ 都道府県では条例で独自の内装制限を定めているものもあります。各自治体に確認してください。

※1 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。

※2 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により、国土交通大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの。